資料1 全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項

1 開催地の選定及び決定

- (1) 開催ブロックおよび開催地の選定
 - ア. 原則として、地域・ブロックのローテーションにしたがって、開催依頼先を選定する。
 - イ. 夏季大会は、開催都道府県の経費の負担軽減のために、競技施設・宿泊施設等を考慮し、開催基準要項7-(2)によりブロック開催とする。
- (2) 開催ブロックおよび開催地の決定
 - ア. 開催ブロックおよび開催地の決定が不調となった場合、総体検討委員会において、再選定を 行い、総体中央委員会で承認を得る。

2 大会開催時期及び期間

(1) 大会開催時期

開催基準要項9を原則とするが、開催都道府県の競技・練習施設の状況及び宿泊収容力等を 考慮し、総体中央委員会で決定する。

(2) 競技種目別大会開催期日

開催地都道府県実行委員会(準備委員会)が本連盟専門部と調整を図り、既存施設の有効活用、宿泊収容能力等を充分に考慮したうえで決定する。

3 競技種目別大会の運営

- (1) 競技・練習施設
 - ア. 開催地都道府県の既存施設の有効活用を図る。
 - イ. 施設の選定に当たっては、周辺環境を含め安全性を最大限に考慮する。
 - ウ. 仮設施設については、開催地都道府県実行委員会が当該専門部と調整しその必要を認めた場合、大会運営に必要最小限度の範囲内において設置することができる。
 - エ. 施設の選定にあたっては、男女別開催や複数市町村の合同開催等も視野に入れ、特定の高規格の施設での開催に偏らないようにする。
 - オ. 専門部は開催地都道府県(市町村)実行委員会と連携し、施設選定のために事前に現地視察 を実施することができる。なお、経費については、専門部が負担する。
- (2) 競技用備品・競技用具
 - ア、開催する都道府県(市町村含む)や競技団体等が現有する競技用具の活用を原則とする。
 - イ. 競技用具が不足し、大会終了後の有効活用が見込めない場合は可能な限り借用する。
 - ウ.ルール改正等の理由により、競技用備品・競技用具の規格が変更となった場合、開催承諾書がすでに提出されている大会においては、原則として適用しない。
- (3) 競技役員・補助員について
 - ア. 役員の編成については「役員編成基準表」による。
 - イ. 競技に関わる役員については、開催地都道府県内の関係者をもって編成することを原則とする。
 - ウ. 競技運営上、開催地都道府県以外から審判員等が必要な場合は、近隣の都道府県関係者を優 先し必要最小限にとどめる。
 - エ. 開催地都道府県(市町村)実行委員会が委嘱して編成する役員・補助員について、必要に応じて傷害保険へ加入しなければならない。

(4)新種目の導入

新種目の導入については、普及状況等を勘案し、総体中央委員会で決定する。ただし、開催 承諾書がすでに提出されている大会については、原則として導入しない。

4 競技種目別大会実施要項

競技種目別大会実施要項の内容を変更する場合は、専門部長から本連盟会長宛てに申請書を提出し、総体中央委員会での承認を得る。

開催地都道府県実行委員会は、総体中央委員会で承認された内容について実施要項の変更を行う。

5 大会の式典

総合開会式での『優勝杯返還』において返還する優勝杯は、総合開会式に参加要請のあった競技種目の『全国高体連会長杯』とする。

6 表彰について

「開催基準要項 22 表彰」で定める以外の表彰については、開催地都道府県(市町村)実行委員会の経費負担とならないようにする。

また、協賛の企業・団体による表彰はできない。

7 宿泊について

- (1)宿泊申込書の提出にあたっては、各都道府県高等学校体育連盟事務局は、宿泊要項にしたがって、提出書類等の確認を徹底する。開催都道府県等で宿泊の必要のない場合でも、宿泊申込書に その理由を記入し提出する。
- (2) 各都道府県高等学校体育連盟及び各専門部は、各参加校に対して宿泊要項の厳守について意識統一を図るとともに、違反があった場合、当該校に対して指導を行う。

8 その他

開催基準要項については、必要に応じて見直しを行う。

平成 25 年 5 月 21 日 一部訂正「一人一役活動の項削除」⇒開催基準要項へ追記

平成25年9月19日 一部訂正「返還優勝杯の種別を規定」

平成28年5月17日 一部訂正「ブロック開催に伴う字句修正」「宿泊について追記」